

# 滋賀県北部の農業推進プロジェクト事業費補助金交付要綱

制定 令和6年6月3日付け滋地農第247号  
滋賀県農政水産部長通知

## (趣旨)

第1条 知事は、北部の農業推進プロジェクト事業実施要領（令和6年6月3日付け滋地農第239号）に基づき作成する北部農業の将来モデル構想の実現のために必要な機械・施設等の導入にかかる経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助対象経費および補助率等)

第2条 補助対象となる経費および補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

## (交付申請書)

第3条 規則第3条に規定する交付申請書は、別記様式第1号のとおりとし、事業計画および収支予算書(別記様式第2号)を添付し、知事が別に定める期日までに、正副2部を提出するものとする。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

## (申請の取下げ)

第4条 規則第7条第1項に定める申請の取下げをする期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

## (変更の承認)

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容につき別表に定める重要な変更（補助事業の中止または廃止を含む。）をしようとするときは、変更承認申請書(別記様式第3号)を正副2部提出し、知事の承認を受けなければならない。

## (遂行状況報告)

第6条 規則第10条の規定により、知事は事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について事業遂行状況報告書(別記様式第4号)により報告を求めることができる。

（実績報告書）

第7条 規則第12条に規定する実績報告書（別記様式5号）の添付書類および提出部数は、第3条第1項に規定する交付申請書の添付書類等に準ずるものとする。

2 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 実績報告書の提出期日は、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日または補助金の交付の決定のあった年度の3月末日のいずれか早い期日とする。

（概算払の請求）

第8条 補助事業者は、規則第15条に規定する概算払を請求する場合は、概算払請求書（別記様式第6号）によるものとする。

（補助金の返還）

第9条 規則第17条に定めるもののほか、第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第7条の実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第7条第2項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式第7号）により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（財産管理等）

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 取得財産等については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下、「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（以下、「処分制限期間」という。）内において、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、または担保に供してはならない。

3 取得財産等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに県知事に報告し、必要に応じて財産処分等の必要な手続を行うこととする。

4 取得財産等を知事の承認を得て処分したことにより収入のあったときは、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。

5 この補助金に係る帳簿および証拠書類を補助事業終了の年度の翌年度から起算して5か年間整理保存しなければならない。ただし、取得財産等で処分制限期間を経過しないものがある場合にあっては、財産管理台帳（別記様式第9号）およびその他関係書類を整理保存しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第11条 補助事業者は、第3条の規定に基づく交付の申請、第4条の規定に基づく申請の取下げ、第5条の規定に基づく計画変更の申請、第6条の規定に基づく状況報告、第7条の規定に基づく実績報告、第8条の規定に基づく支払請求、第9条の規定に基づく消費税仕入控除税額の確定に伴う報告、第13条の規定に基づく事業着手の届出については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(標準処理日数)

第12条 規則第4条の規定による補助金の交付の決定は、規則第3条の規定による申請を受理した日から起算して30日以内に行うものとする。

2 第5条の規定による変更の承認は、変更承認申請書を受理した日から起算して30日以内に行うものとする。

3 規則第13条の規定による額の確定は、規則第12条の規定による実績報告を受理した日から起算して30日以内に行うものとする。

(事業の着手)

第13条 事業の実施については、規則第4条第1項の交付決定後に着手するものとする。

ただし、補助事業者の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、あらかじめ知事の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届（別記様式第8号）を知事に提出するものとする。

2 前項ただし書により交付決定前に事業に着手する場合、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年6月3日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

## 別表

| 補助の対象となる経費                        | 事業主体                                                                        | 補助率等       | 重要な変更                                        |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------|----------------------------------------------|
| 北部農業の将来モデル構想の実現に向けて必要な機械、施設等の導入経費 | 北部農業の将来モデル構想の実現に向けて取り組む農業者、農地所有適格法人、農事組合法人、農業者の組織する団体（代表者および規約の定めのある団体）に限る。 | 事業費の1/2 以内 | (1)経費の欄に掲げる経費の30%を越える増減<br><br>(2)事業の中止または廃止 |

## 別記様式第1号（第3条関係）

### 年度滋賀県北部の農業推進プロジェクト事業費補助金交付申請書

番 年 月 号 日

（宛先）

滋賀県知事

（申請者） 住所

氏名（法人等にあつては名称および代表者の職名・氏名）

（発行責任者・担当者） 氏名（法人等にあつては発行責任者および担当者の氏名）

（連絡先電話番号）

年度において、滋賀県北部の農業推進プロジェクト事業について、滋賀県北部の農業推進プロジェクト事業費補助金 円を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

#### 関係書類

- 1 事業計画および収支予算書（別記様式第2号）
- 2 役員名簿
- 3 誓約書
- 4 定款、規約等の写し
- 5 口座振替依頼書

## 別記様式第2号（第3条および第7条関係）

### 事業計画（実績）および収支予算書（収支精算書）

1 事業の目的

2 事業の内容

3 経費の配分

（単位：円）

| 区 分 | 総事業費<br>(A + B) | 負 担 区 分      |            | 備 考 |
|-----|-----------------|--------------|------------|-----|
|     |                 | 県費補助金<br>(A) | その他<br>(B) |     |
| 事業費 |                 |              |            |     |
| 合 計 |                 |              |            |     |

4 事業の着手および完了（予定）年月日

着 手 年 月 日：      年      月      日

完了（予定）年月日：      年      月      日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

（単位：円）

| 区 分    | 本年度予算額<br>(本年度精算額) | 前年度予算額<br>(本年度予算額) | 比較増減 |   | 備考 |
|--------|--------------------|--------------------|------|---|----|
|        |                    |                    | 増    | 減 |    |
| 県費補助金  |                    |                    |      |   |    |
| 事業実施主体 |                    |                    |      |   |    |
| その他    |                    |                    |      |   |    |
| 計      |                    |                    |      |   |    |

(2) 支出の部

（単位：円）

| 区 分 | 本年度予算額<br>(本年度精算額) | 前年度予算額<br>(本年度予算額) | 比較増減 |   | 備考 |
|-----|--------------------|--------------------|------|---|----|
|     |                    |                    | 増    | 減 |    |
| 事業費 |                    |                    |      |   |    |
| 合 計 |                    |                    |      |   |    |

6 添付書類

(1) 事業実施位置図

(2) カタログおよび見積書（2者以上）

(3) 導入した機械、施設等の写真（実績のみ）

(4) 納品書、請求書および領収書の写し（実績のみ）

(5) 保険等の加入（見込み）が確認できる書類（実績のみ。ただし、国の共済制度や民間保険等の引受対象となる機械、施設等を導入する場合。）

(6) その他参考資料

## 別記様式第3号（第5条関係）

### 年度滋賀県北部の農業推進プロジェクト事業費補助金変更承認申請書

番 年 月 号 日

（宛先）

滋賀県知事

（申請者） 住所

氏名（法人等にあつては名称および代表者の職名・氏名）

（発行責任者・担当者） 氏名（法人等にあつては発行責任者および担当者の氏名）

（連絡先電話番号）

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた滋賀県北部の農業推進プロジェクト事業費補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、滋賀県北部の農業推進プロジェクト事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

#### 記

1 変更の理由

2 変更の内容

#### 関係書類

1 事業計画および収支予算書（別記様式第2号）

（注） 変更事項についてのみ作成し、変更に係る部分について変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、経費の配分及び収支予算については、変更がないものについても記載するものとする。

別記様式第4号（第6条関係）

年度滋賀県北部の農業推進プロジェクト事業費補助金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

(申請者) 住所  
氏名 (法人等にあつては名称および代表者の職名・氏名)  
(発行責任者・担当者) 氏名 (法人等にあつては発行責任者および担当者の氏名)  
(連絡先電話番号)

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた滋賀県北部の農業推進プロジェクト事業費補助金について、滋賀県北部の農業推進プロジェクト事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり事業遂行状況を報告します。

記

1 事業遂行状況 ( 年 月 日現在)

| 区 分 | 計画事業費<br>A | 出来高事業費<br>B | 進捗度<br>B/A | 残高事業費 | 摘 要 |
|-----|------------|-------------|------------|-------|-----|
|     | 円          | 円           | %          | 円     |     |

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了 (予定) 年月日 年 月 日

(注) 区分欄には、別記様式第2号の「3 経費の配分」に記載された事項について記載すること。



**別記様式第 5 号（第 7 条関係）**

年度滋賀県北部の農業推進プロジェクト事業費補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

(申請者) 住所

氏名（法人等にあつては名称および代表者の職名・氏名）

(発行責任者・担当者) 氏名（法人等にあつては発行責任者および担当者の氏名）

(連絡先電話番号)

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた滋賀県北部の農業推進プロジェクト事業費補助金について、滋賀県補助金等交付規則第 12 条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業実績および収支精算書（別記様式第 2 号）

別記様式第6号（第8条関係）

年度滋賀県北部の農業推進プロジェクト事業費補助金概算払請求書

番 年 月 号 日

(宛先)  
滋賀県知事

(申請者) 住所  
氏名 (法人等にあつては名称および代表者の職名・氏名)  
(発行責任者・担当者) 氏名 (法人等にあつては発行責任者および担当者の氏名)  
(連絡先電話番号)

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた滋賀県北部の農業推進プロジェクト事業費補助金について、滋賀県北部の農業推進プロジェクト事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

| 年 月 日現在 |            |              |             |     |              |            |                     |            |               |    |
|---------|------------|--------------|-------------|-----|--------------|------------|---------------------|------------|---------------|----|
| 区分      | 補助事業に要する経費 | 県費補助金<br>(A) | 既受領額<br>(B) |     | 今回請求額<br>(C) |            | 残額<br>(A) - (B + C) |            | 事業完了予定<br>年月日 | 備考 |
|         |            |              | 金額          | 出来高 | 金額           | 〇月〇日迄予定出来高 | 金額                  | 〇月〇日迄予定出来高 |               |    |
|         | 円          | 円            | 円           | %   | 円            | %          | 円                   | %          |               |    |
| 計       |            |              |             |     |              |            |                     |            |               |    |

(注) 「区分」の欄には、別記様式第2号の「3 経費の配分」に記載された事項について記載すること。

別記様式第7号（第9条関係）

年度滋賀県北部の農業推進プロジェクト事業費補助金  
消費税仕入控除税額報告書

番 年 月 号 日

(宛先)  
滋賀県知事

(申請者) 住所  
氏名 (法人等にあつては名称および代表者の職名・氏名)  
(発行責任者・担当者) 氏名 (法人等にあつては発行責任者および担当者の氏名)  
(連絡先電話番号)

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあつた滋賀県北部の農業推進プロジェクト事業費補助金について、滋賀県北部の農業推進プロジェクト事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |   |                            |   |   |
|---|----------------------------|---|---|
| 1 | 年 月 日付け滋 第 号による補助金の額の確定通知額 | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額        | 金 | 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した消費税仕入控除税額    | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2)           | 金 | 円 |

別記様式第 8 号（第 13 条関係）

年度滋賀県北部の農業推進プロジェクト事業費補助金  
交付決定前着手届

番 年 月 号 日

(宛先)  
滋賀県知事

(申請者) 住所  
氏名（法人等にあつては名称および代表者の職名・氏名）  
(発行責任者・担当者) 氏名（法人等にあつては発行責任者および担当者の氏名）  
(連絡先電話番号)

滋賀県北部の農業推進プロジェクト事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記  
のとおり届け出ます。

記

1 交付決定前に着手する理由

2 交付決定前に着手する内容

| 区 分 | 補助事業に要する<br>経費＝総事業費<br>A + B<br>円 | 負担区分            |               | 着手<br>年月日 | 完了予定<br>年月日 |
|-----|-----------------------------------|-----------------|---------------|-----------|-------------|
|     |                                   | 県費補助金<br>A<br>円 | その他<br>B<br>円 |           |             |
|     |                                   |                 |               |           |             |
| 合 計 |                                   |                 |               |           |             |

3 届出に係る承諾事項

- (1) 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- (2) 交付決定を受けた金額が交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業の変更内容）はないこと。

別記様式第 9 号（第10条関係）

財 産 管 理 台 帳

取組主体名 \_\_\_\_\_

| 事業実施年度   |          | 年度   |     | 補助金名      |           |       |      |     |          |                 |           |           |    |
|----------|----------|------|-----|-----------|-----------|-------|------|-----|----------|-----------------|-----------|-----------|----|
| 事業<br>区分 | 事業の内容    |      |     | 工期        |           | 経費の配分 |      |     | 処分制限期間   |                 | 処分の状況     |           | 摘要 |
|          | 導入機械・施設等 | 設置場所 | 事業量 | 着工<br>年月日 | 竣工<br>年月日 | 総事業費  | 負担区分 |     | 耐用<br>年数 | 処分制<br>限年月<br>日 | 承認<br>年月日 | 処分の<br>内容 |    |
|          |          |      |     |           |           |       | 県費   | その他 |          |                 |           |           |    |
|          |          |      |     |           |           | 円     | 円    | 円   |          |                 |           |           |    |
|          |          |      |     |           |           |       |      |     |          |                 |           |           |    |
|          |          |      |     |           |           |       |      |     |          |                 |           |           |    |
| 合 計      |          |      |     |           |           |       |      |     |          |                 |           |           |    |